資 料

令和７年度　第１回

筑後川水系渇水調整連絡会資料

令和７年５月３０日

筑後川水系渇水調整連絡会

九州地方整備局　河川部

筑後川水系渇水調整連絡会設立の趣旨

最近における生活水準の向上、社会経済活動の進展に伴い筑後川水系に係る水需要は、ますます増大しており、一方、水利用に関しても安定的供給に対する要請がより一層高まっている実情にある。

また、昭和５３年渇水以降も渇水を経験しており、近年は少雨傾向が続いているとともに、水需要の増大に伴って渇水時の調整は、広域化・多様化する傾向にある。

このような状況に対処するには、水資源開発を積極的に進めるとともに、併せて水利用にあたって合理的な水利用、節水等を配慮し、有限で貴重な水資源を有効かつ適正に運用するためにも、需要と供給が一体となった総合的な水資源対策の推進が必要である。

このためには、常に現状における水利用の実態を把握し、水系一貫とした総合水管理システムのもとに、水需要の見通しを踏まえた諸開発施設等の有機的な運用ルールを検討し、従来の河川水利秩序との調和を図りつつ水利用を円滑に推進する必要がある。

このようなことから、本水系内のこれら水利用に関する諸問題を協議する機関として筑後川水系渇水調整連絡会を設立するものである。

なお、本会は河川法等の法制によることなく水利用を円滑に遂行できることを旨として設立されるもので、本会において協議された事項等について関係行政機関は、相互信頼をもとにその実行を図らんとするものである。

設立年月日　：　昭和６０年３月２２日

目　　次

１．渇水調整連絡会の趣旨について

２．規約改正について

３．令和６年度の渇水調整状況について

４．筑後川の水状況について

５．その他

（１）渇水調整連絡会の趣旨について

「渇水調整」とは

◇「渇水調整」とは

異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難又は困難となるおそれがある場合において、水利使用が困難となった場合における市民生活や社会経済活動への影響の抑制・緩和のため、水利使用者間が相互に他の水利使用を尊重し「互譲の精神」による協議によって解決をはかるもの。

➢水利使用者の役割

他の水利使用を尊重し、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行う。

➢河川管理者の役割

水利使用者間の協議が円滑に行われるよう、水利使用の調整に関して必要な情報の提供を行う。

【参考】河川法第53条（渇水時における水利使用の調整）

異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2　前項の協議を行うに当たつては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

（以下略）

「 筑後川水系渇水調整連絡会」設立趣旨

最近における生活水準の向上、社会経済活動の進展に伴い筑後川水系に係る水需要は、ますます増大しており 、一方、水利用に関しても安定的供給に対する要請がより 一層高まっている実情にある。

また、昭和５３年渇水以降も渇水を経験しており 、近年は少雨傾向が続いているとともに、水需要の増大に伴って渇水時の調整は、広域化・ 多様化する傾向にある。

このような状況に対処するには、水資源開発を積極的に進めるとともに、併せて水利用にあたって合理的な水利用、節水等を配慮し、有限で貴重な水資源を有効かつ適正に運用するためにも 、需要と供給が一体となった総合的な水資源対策の推進が必要である。

このためには、常に現状における水利用の実態を把握し、水系一貫とした総合水管理システムのもとに、水需要の見通しを踏まえた諸開発施設等の有機的な運用ルールを検討し、従来の河川水利秩序との調和を図り つつ水利用を円滑に推進する必要がある。

このようなことから、本水系内のこれら水利用に関する諸問題を協議する機関として筑後川水系渇水調整連絡会を設立するものである。

なお、本会は河川法等の法制によることなく水利用を円滑に遂行できることを旨として設立されるもので、本会において協議された事項等について関係行政機関は、相互信頼をもとにその実行を図らんとするものである。

設立年月日　：　昭和６０年３月２２日

「 筑後川水系渇水調整連絡会」の役割

◇渇水調整連絡会の役割(規約第2 条)
　水利用の円滑なる運営に資することを目的とし、関係行政機関等により 筑後川水系に係る関係利水者間の水利用及び渇水への対応等について、総合的に連絡協議する。

◇協議事項(規約第3 条)
(１) 水利用の実態に関すること。
(２) 水利用の運用の方法に関すること。
(３) 水象等に係る広報に関すること。
(４) その他連絡会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

【 参考】渇水対策の推進について[S49.3.22　建河政発第26 号]

○渇水調整協議会の設立
・ 渇水時における関係利水者間の水利調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進をはかるため設置
○協議会の組織
・ 原則として関係利水者(水道用水、農業用水、工業用水、発電) 、関係都道府県の主管部長、関係行政機関の地方支分部局の長並びに河川部長
○協議会の協議事項
・ 水利使用の調整の時期及び方法、河川における水利使用の実態、合理的な水利使用の方策、水利使用上の水質の維持、実施及び連絡体制の確立その他合理的な水利使用の推進を図るために必要な事項に関することを協議
○河川管理者による助言
・ 協議会において関係利水者が相互に他の水利使用を尊重することを基本理念とし、自主的協議が助長されるよう適切な措置を講ずるものとすること。
・ 自主的協議が整わない場合又は必要があると認める場合においては、現在の河川の流況、ダムの貯留状況の諸事情を考慮して渇水調整案の提示その他の助言を行うことにより 、河川利水者相互間の協議の成立に努めるものとする。

渇水調整の実施要請について

◇渇水調整事項による水利使用は、河川法等による法制度によらない水利使用の運用

◇河川法等の法制によらない水利使用の運用により、地域の生活環境の変更が予測される事態の発生が想定されるため、各県にて県内許可受者の意見等を集約し、渇水調整の必要性を判断することとなり、広域行政の観点から関係地方公共団体の長である県知事からの意見が必要となる。

◇筑後川水系渇水調整連絡会では、渇水調整事項を協議する際は、慣例として関係地方公共団体の長である県知事からの要請書を受領し、関係機関との協議を実施している。

渇水調整実施までの手続きフロー

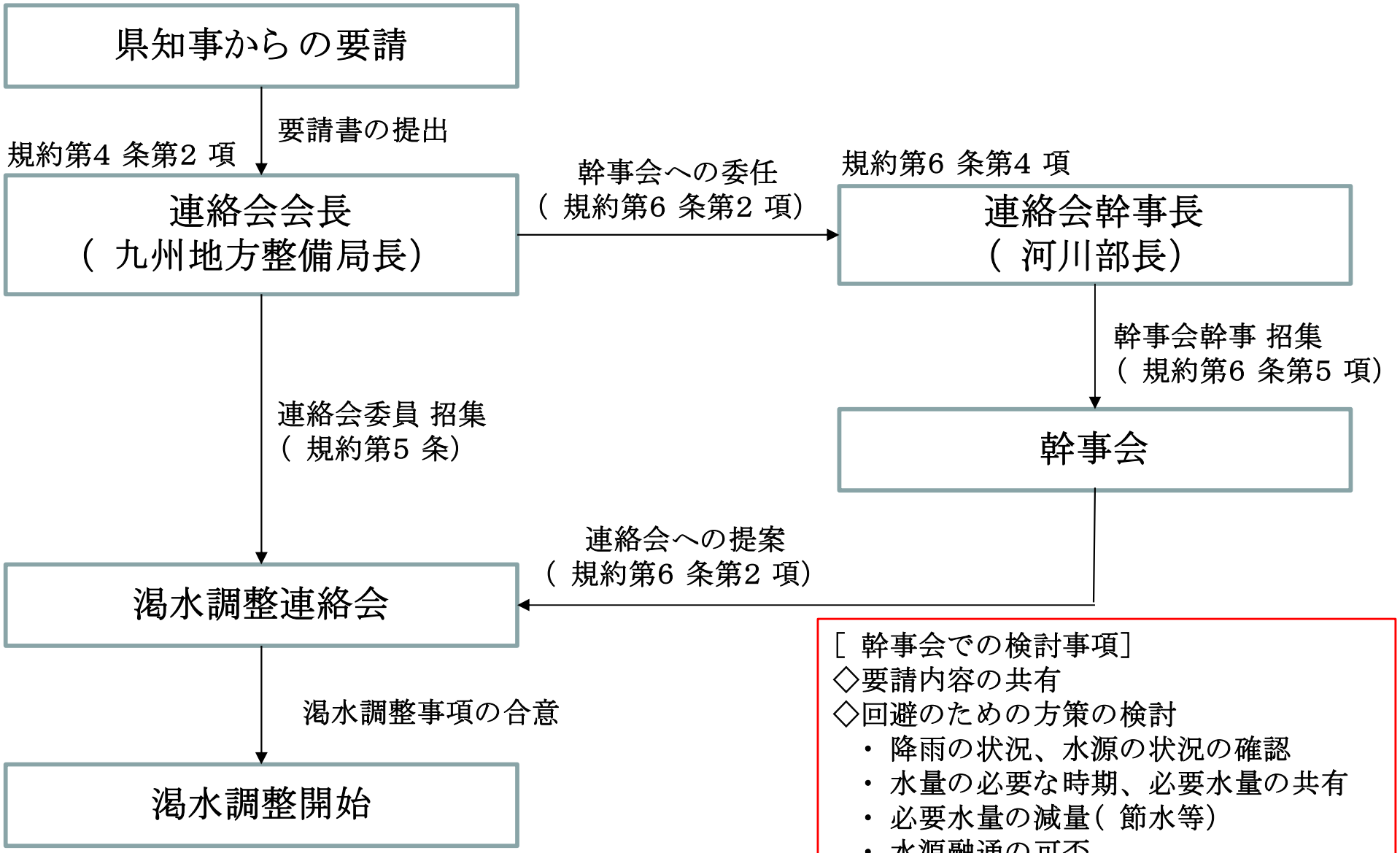

（２）規約改正について

（２）規約改正について

①　改正箇所：筑後川水系渇水調整連絡会規約　別表　九州地方整備局
　　幹事の欄
　　改正理由：新規（城原川の管理行政の移管に伴う）

改　正　前	改　正　後
－	佐賀河川事務所長

筑後川水系渇水調整連絡会規約（案）

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　本会は、筑後川水系渇水調整連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　連絡会は関係行政機関等により、筑後川水系に係る関係利水者間の水利用及び渇水への対応等について総合的に連絡協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。

第２章　　協　議　事　項

（協議事項）

第３条　連絡会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議するものとする。

（１）　水利用の実態に関すること。

（２）　水利用の運用の方法に関すること。

（３）　水象等に係る広報に関すること。

（４）　その他連絡会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第３章　　連　絡　会

（組　織）

第４条　連絡会は、別表の委員の欄に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができるものとする。

２　連絡会の会長は、九州地方整備局長の職にあるものをもって充てる。

３　会長は、連絡会を代表し、会務を掌理する。

４　会長に事故あるときは、九州地方整備局河川部長の職にある者を代行者とするものとする。

（連絡会の開催）

第５条　連絡会は、定例会を年１回とし、その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

第４章　　幹　事　会　等

（幹事会）

第６条　連絡会に幹事会を置く。

２　幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する議題をあらかじめ整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する。

３　幹事会は、別表の幹事の欄に掲げるもの（以下「幹事」という。）によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができるものとする。

４　幹事会に幹事長を置き、九州地方整備局河川部長の職ある者をもって充てる。

５　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

６　幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

７　幹事長に事故あるときは、九州地方整備局広域水管理官の職にある者を代行者とするものとする。

（事務局）

第７条　連絡会の事務を行なうため、事務局を九州地方整備局河川部に置く。

２　事務局に事務局長を置き、九州地方整備局河川部建設専門官の職にある者をもって充てる。

第５章　　そ　の　他

（任　期）

第８条　委員及び幹事並びに事務局長の任期は、その職にある期間とする。

（規約の改正）

第９条　連絡会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の総意によりこれを行なうことができる。

（雑　則）

第１０条　この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附則

この規約は、昭和６０年３月２２日から施行する。

附則

この規約は、平成元年８月８日から施行する。

附則
この規約は、平成５年６月１０日から施行する。

附則
この規約は、平成７年４月２８日から施行する。

附則
この規約は、平成１３年５月１８日から施行する。

附則
この規約は、平成２０年５月２７日から施行する。

附則
この規約は、平成２２年５月２４日から施行する。

附則
この規約は、平成２３年４月２５日から施行する。

附則
この規約は、平成２４年５月２５日から施行する。

附則
この規約は、平成２５年６月７日から施行する。

附則
この規約は、平成２８年６月１３日から施行する。

附則
この規約は、平成２９年６月５日から施行する。

附則
この規約は、平成３０年５月３１日から施行する。

附則
この規約は、令和元年５月２４日から施行する。

附則
この規約は、令和２年６月３日から施行する。

附則
この規約は、令和３年５月３１日から施行する。

附則
この規約は、令和５年５月２９日から施行する。

附則
この規約は、令和６年５月３１日から施行する。

附則
この規約は、令和７年　月　　日から施行する。

別　表

構　成　メ　ン　バ　ー

令和７．　．　規約改正

関係行政機関	委　　員	幹　　事
九州地方整備局	局　長 河川部長 広域水管理官	河川部長 広域水管理官 水政調整官 上下水道調整官 水政課長 河川環境課長 河川管理課長 筑後川河川事務所長 筑後川ダム統合管理事務所長 佐賀河川事務所長
九州経済産業局	資源エネルギー環境部長	電力・ガス事業課長
九州農政局	農村振興部長	設計課長 水利計画官
独立行政法人 水資源機構	筑後川局長	筑後川局施設管理課長 筑後川上流総合管理所長 筑後川下流総合管理所長
福　岡　県	水資源対策長 農林水産部長	水資源対策課長 水資源対策課水道整備室長 河川管理課長 農山漁村振興課長 水産振興課長
佐　賀　県	健康福祉部長 産業労働部長 農林水産部長 県土整備部長	生活衛生課長 企業立地課長 水産課長 農山村課長 河川砂防課長 城原川ダム等対策室長
熊　本　県	環境生活部長 農林水産部長 土木部長	環境立県推進課長 農地整備課長 河川課長
大　分　県	農林水産部長 土木建築部長	農地計画課長 河川課長

（３）令和６年度の渇水等調整状況について

（３）令和６年度の渇水等調整状況について

令和６年度の年間雨量は平年並みでしたが夏期は少雨傾向にあり、筑後川中流域のかんがい取水において必要量を満足する取水が困難な状況となったことから、福岡県からの要請を受けて令和６年８月２２日から９月５日において、大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流をおこなっております。

令和６年度　筑後川水系渇水調整連絡会の開催状況

渇水調整連絡会等 （実施日）	開催の背景等	調整内容等	
		調整名	調整内訳等
[令和6年度]			
第1回　幹事会 （文書協議） 令和6年5月13日 第2回　連絡会 令和6年5月31日	年度初めの定例会		(1)規約改正について (2)令和5年の渇水調整状況について (3)筑後川の水状況について (4)その他
第3回　連絡会 （文書協議） 令和6年8月21日	大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流 (令和6年8月22日～9月5日)		1. 今回の措置は筑後川中流域の農業水利使用に支障を来している事態を受け、福岡県から要請があったことに対する緊急措置として対応するものである。 2. 大山ダムによる対応としては、不特定容量(470万m3)の範囲内において、放流を実施し河川流量を増加させ、出穂期における既得水利の取水の安定や河川環境の保全を図る。 3. 放流期間については、令和6年8月22日から9月5日(出穂期)とする。 4. 放流量については、3m3/s を目安として放流し、河川流況を監視しつつ、最大5m3/s を限度とし放流する。 5. 降雨により流況が改善された場合など、大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流の必要がなくなった場合には、放流を中止する。

（４）筑後川の水状況について

筑後川流域

福岡県

佐賀県

大分県

熊本県

江川ダム

小石原川ダム

寺内ダム

瀬ノ下地点

筑後大堰

合所ダム
（福岡県）

大山ダム

松原ダム

下筌ダム

筑紫野市
山神ダム
宝満川
基山町
筑前町
小郡市
大刀洗町
東峰村
花月川
城原川ダム
吉野ヶ里町
城原川
神埼市
佐賀江川
田手川
上峰町
久留米市
筑後川
巨瀬川
荒瀬
うきは市
夜明ダム
藤波ダム
高良川
佐賀市
筑後市
大木町
大川市
八女市
有明海
日田市
玖珠川
玖珠町
九重町
小国町
南小国町

本資料の数値は、速報値であるため、今後の調査で変わる可能性があります

参考①

2025.05.29時点

筑後川水系　瀬ノ下上流域平均雨量

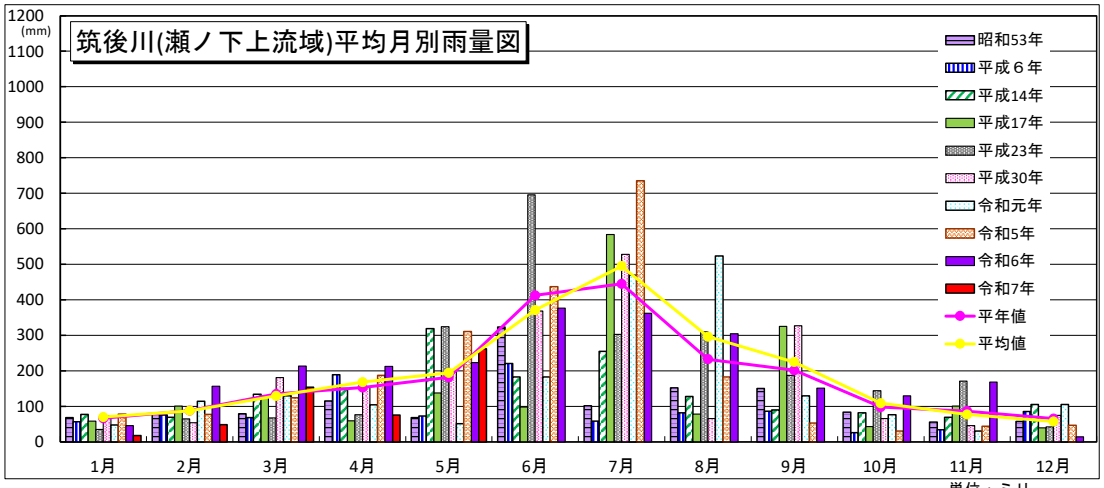

単位：ミリ

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平年値	66.2	87.9	134.7	152.9	181.5	412.5	445.1	232.6	201.3	98.0	86.6	65.4	2,164.8
平均値	69.7	87.5	129.5	168.1	194.3	371.2	495.1	296.5	224.5	108.8	77.4	57.3	2,228.2
昭和53年	68.0	76.9	78.9	115.1	68.2	323.2	102.0	152.3	150.1	84.0	55.6	57.4	1,331.7
(平年比)	102.8%	87.5%	58.6%	75.3%	37.6%	78.4%	22.9%	65.5%	74.6%	85.7%	64.2%	87.7%	61.5%
平成６年	56.6	75.4	68.5	188.7	72.8	220.3	58.3	82.1	86.2	26.3	34.3	85.5	1,055.0
(平年比)	85.6%	85.8%	50.8%	123.4%	40.1%	53.4%	13.1%	35.3%	42.8%	26.8%	39.6%	130.6%	48.7%
平成14年	77.6	68.7	133.6	150.7	319.0	182.8	254.4	128.0	89.6	81.9	69.5	104.8	1,660.6
(平年比)	117.3%	78.1%	99.2%	98.6%	175.8%	44.3%	57.2%	55.0%	44.5%	83.5%	80.2%	160.1%	76.7%
平成17年	58.2	100.9	129.2	59.4	137.5	98.4	583.7	78.2	324.7	43.3	100.5	39.0	1,753.0
(平年比)	88.0%	114.8%	95.9%	38.9%	75.8%	23.9%	131.1%	33.6%	161.3%	44.2%	116.0%	59.6%	81.0%
平成23年	34.5	64.3	67.7	76.0	324.2	695.3	302.4	309.9	186.8	144.3	171.1	42.3	2,418.8
(平年比)	52.2%	73.1%	50.2%	49.7%	178.7%	168.6%	67.9%	133.2%	92.8%	147.2%	197.5%	64.6%	111.7%
平成30年	73.9	54.0	180.6	154.6	197.1	368.4	528.1	65.2	327.3	65.6	46.1	74.7	2,135.6
(平年比)	111.7%	61.4%	134.0%	101.1%	108.6%	89.3%	118.6%	28.0%	162.6%	66.9%	53.2%	114.1%	98.7%
令和元年	47.6	114.2	129.2	104.7	51.5	182.8	469.5	523.7	129.1	76.0	30.5	105.2	1,964.0
(平年比)	72.0%	129.9%	95.9%	68.5%	28.4%	44.3%	105.5%	225.1%	64.1%	77.5%	35.2%	160.7%	90.7%
令和5年	78.4	77.0	123.7	187.1	310.3	436.4	735.3	182.3	53.3	30.6	43.8	46.3	2,304.5
(平年比)	118.5%	87.6%	91.8%	122.4%	171.0%	105.8%	165.2%	78.4%	26.5%	31.2%	50.6%	70.7%	106.5%
令和6年	46.1	156.6	213.4	212.0	223.2	376.7	362.3	304.5	151.6	129.2	168.4	14.6	2,358.6
(平年比)	67.8%	203.6%	270.5%	184.2%	327.3%	116.6%	355.2%	199.9%	101.0%	153.8%	302.9%	25.4%	177.1%
令和7年	18.1	48.6	154.0	75.2	262.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	558.0
(平年比)	27.4%	55.3%	114.3%	49.2%	144.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.8%

※平年値は、1991～2020年(30年間)の平均値、　平均値は2015～2024（直近10年）の平均値　※九州地方整備局調べ

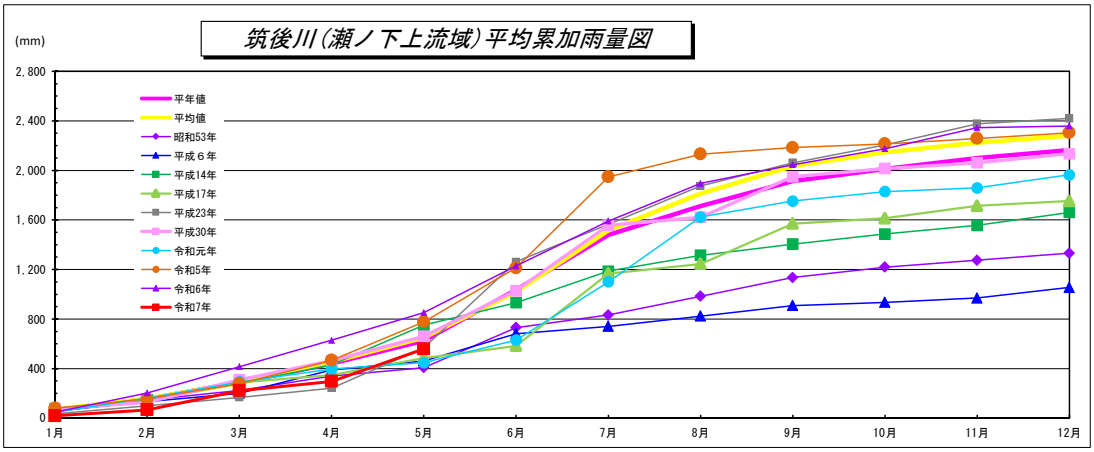

単位:ミリ

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平年値	66.2	154.1	288.8	441.7	623.1	1,035.6	1,480.7	1,713.3	1,914.7	2,012.7	2,099.3	2,164.8	2,164.8
平均値	69.7	157.2	286.7	454.8	649.1	1,020.3	1,515.4	1,811.9	2,036.4	2,145.2	2,222.6	2,279.9	2,279.9
昭和53年	68.0	144.9	223.8	338.9	407.1	730.3	832.3	984.6	1,134.7	1,218.7	1,274.3	1,331.7	1,331.7
(平年比)	102.8%	94.1%	77.5%	76.7%	65.3%	70.5%	56.2%	57.5%	59.3%	60.6%	60.7%	61.5%	61.5%
平成６年	56.6	132.0	200.5	389.2	462.0	682.3	740.6	822.7	908.9	935.2	969.5	1,055.0	1,055.0
(平年比)	85.6%	85.7%	69.4%	88.1%	74.1%	65.9%	50.0%	48.0%	47.5%	46.5%	46.2%	48.7%	48.7%
平成14年	77.6	146.3	279.9	430.6	749.6	932.4	1,186.8	1,314.8	1,404.4	1,486.3	1,555.8	1,660.6	1,660.6
(平年比)	117.3%	95.0%	96.9%	97.5%	120.3%	90.0%	80.1%	76.7%	73.3%	73.8%	74.1%	76.7%	76.7%
平成17年	58.2	159.1	288.3	347.7	485.2	583.6	1,167.3	1,245.5	1,570.2	1,613.5	1,714.0	1,753.0	1,753.0
(平年比)	88.0%	103.3%	99.8%	78.7%	77.9%	56.4%	78.8%	72.7%	82.0%	80.2%	81.6%	81.0%	81.0%
平成23年	34.5	98.8	166.5	242.5	566.7	1,262.0	1,564.4	1,874.3	2,061.1	2,205.4	2,376.5	2,418.8	2,418.8
(平年比)	52.2%	64.1%	57.7%	54.9%	90.9%	121.9%	105.7%	109.4%	107.6%	109.6%	113.2%	111.7%	111.7%
平成30年	73.9	127.9	308.5	463.1	660.2	1,028.6	1,556.7	1,621.9	1,949.2	2,014.8	2,060.9	2,135.6	2,135.6
(平年比)	111.7%	83.0%	106.8%	104.9%	105.9%	99.3%	105.1%	94.7%	101.8%	100.1%	98.2%	98.7%	98.7%
令和元年	47.6	161.8	291.0	395.7	447.2	630.0	1,099.5	1,623.2	1,752.3	1,828.3	1,858.8	1,964.0	1,964.0
(平年比)	72.0%	105.0%	100.8%	89.6%	71.8%	60.8%	74.3%	94.7%	91.5%	90.8%	88.5%	90.7%	90.7%
令和5年	78.4	155.4	279.1	466.2	776.5	1,212.9	1,948.2	2,130.5	2,183.8	2,214.4	2,258.2	2,304.5	2,304.5
(平年比)	118.5%	100.9%	96.6%	105.6%	124.6%	117.1%	131.6%	124.3%	114.1%	110.0%	107.6%	106.5%	106.5%
令和6年	46.1	202.7	416.1	628.1	851.3	1,228.0	1,590.3	1,894.8	2,046.4	2,175.6	2,344.0	2,358.6	2,358.6
(平年比)	69.7%	131.6%	144.1%	142.2%	136.6%	118.6%	107.4%	110.6%	106.9%	108.1%	111.7%	109.0%	109.0%
令和7年	18.1	66.7	220.7	295.9	558.0	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	558.0
(平年比)	27.4%	43.3%	76.4%	67.0%	89.5%	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	25.8%

※平年値は、1991～2020年(30年間)の平均値、　平均値は2015～2024（直近10年）の平均値　※九州地方整備局調べ

瀬ノ下日平均流量・瀬ノ下上流域平均雨量（速報値）

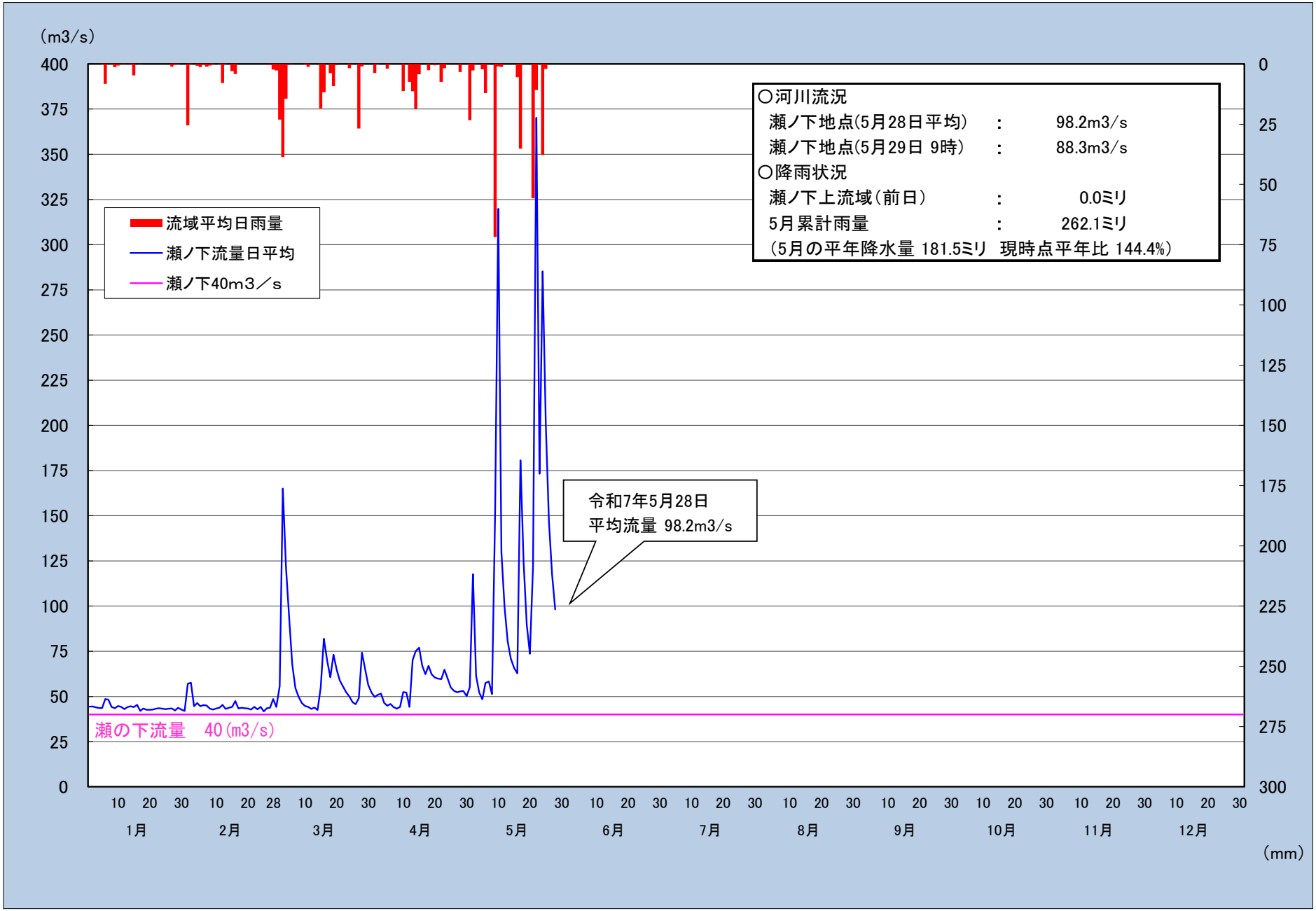

3ダム（江川・寺内・小石原川）ダム貯水量経年変化図

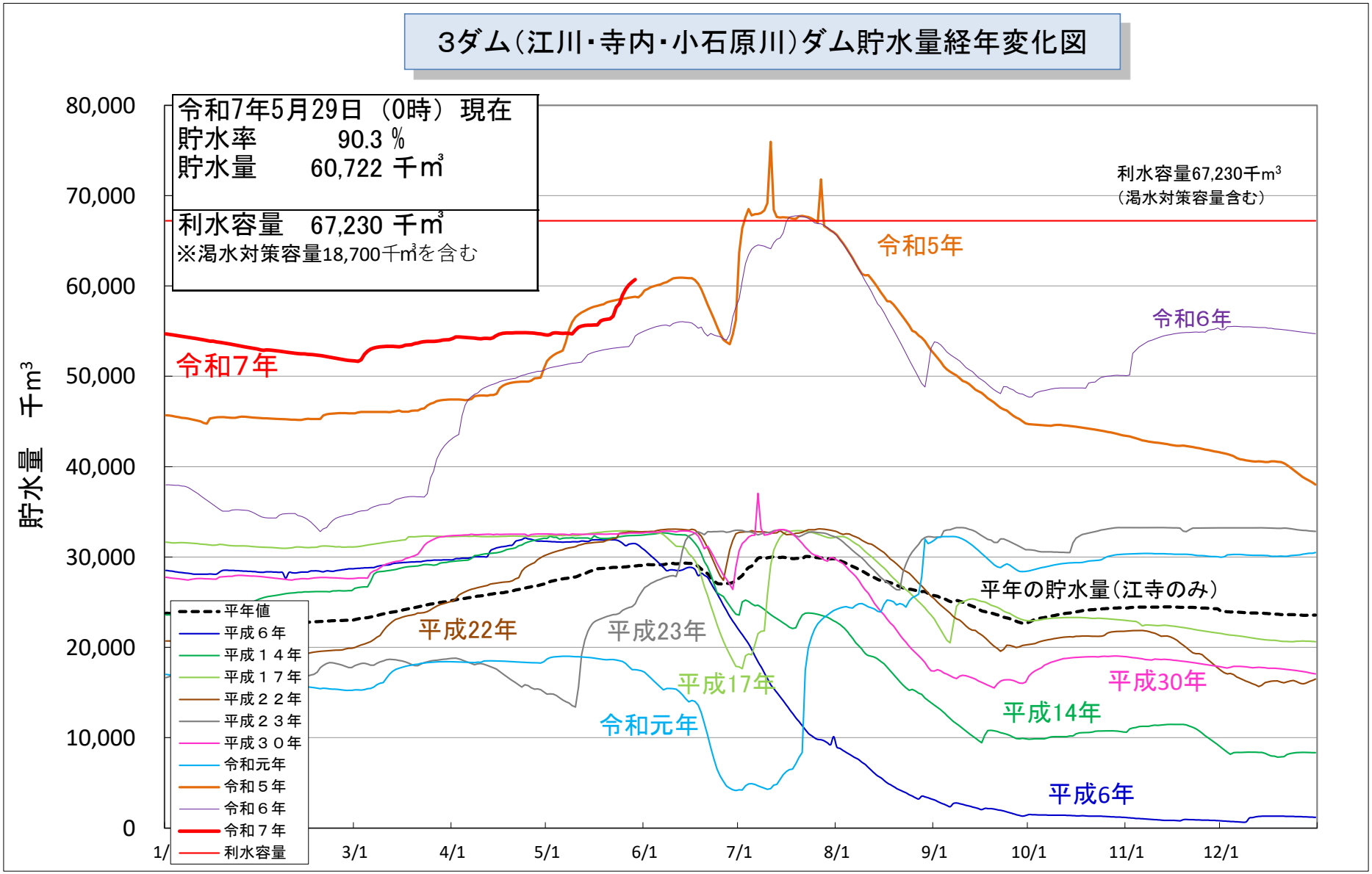

※平年値は、1991～2020年（30年間）の平均値（江川・寺内ダムのみ）
※令和2年1月1日からは小石原川ダムを含めたデータとしている。

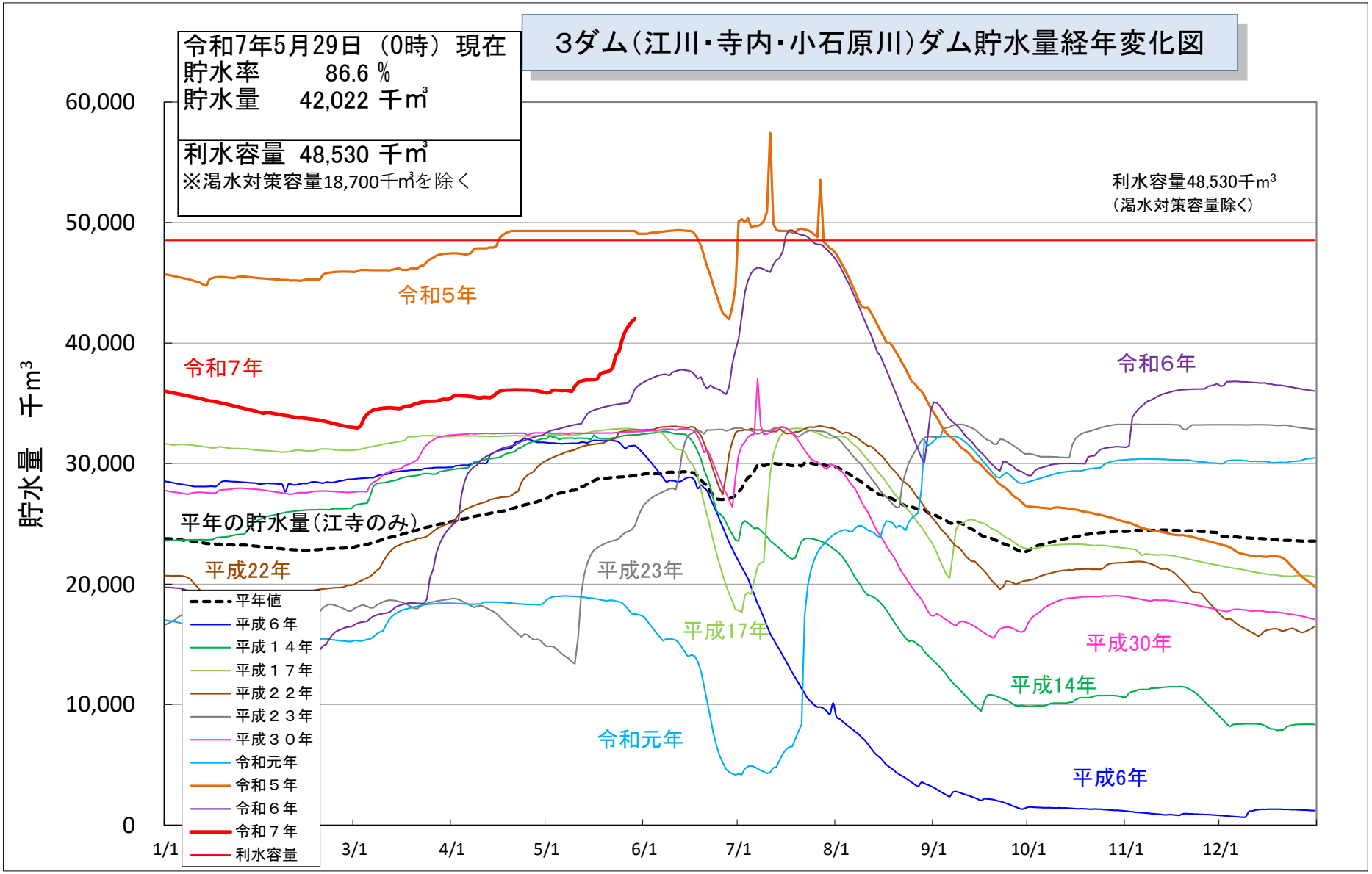

※平年値は、1991～2020年（30年間）の平均値（江川・寺内ダムのみ）
※令和2年1月1日からは小石原川ダムを含めたデータとしている。

筑後大堰貯水量グラフ

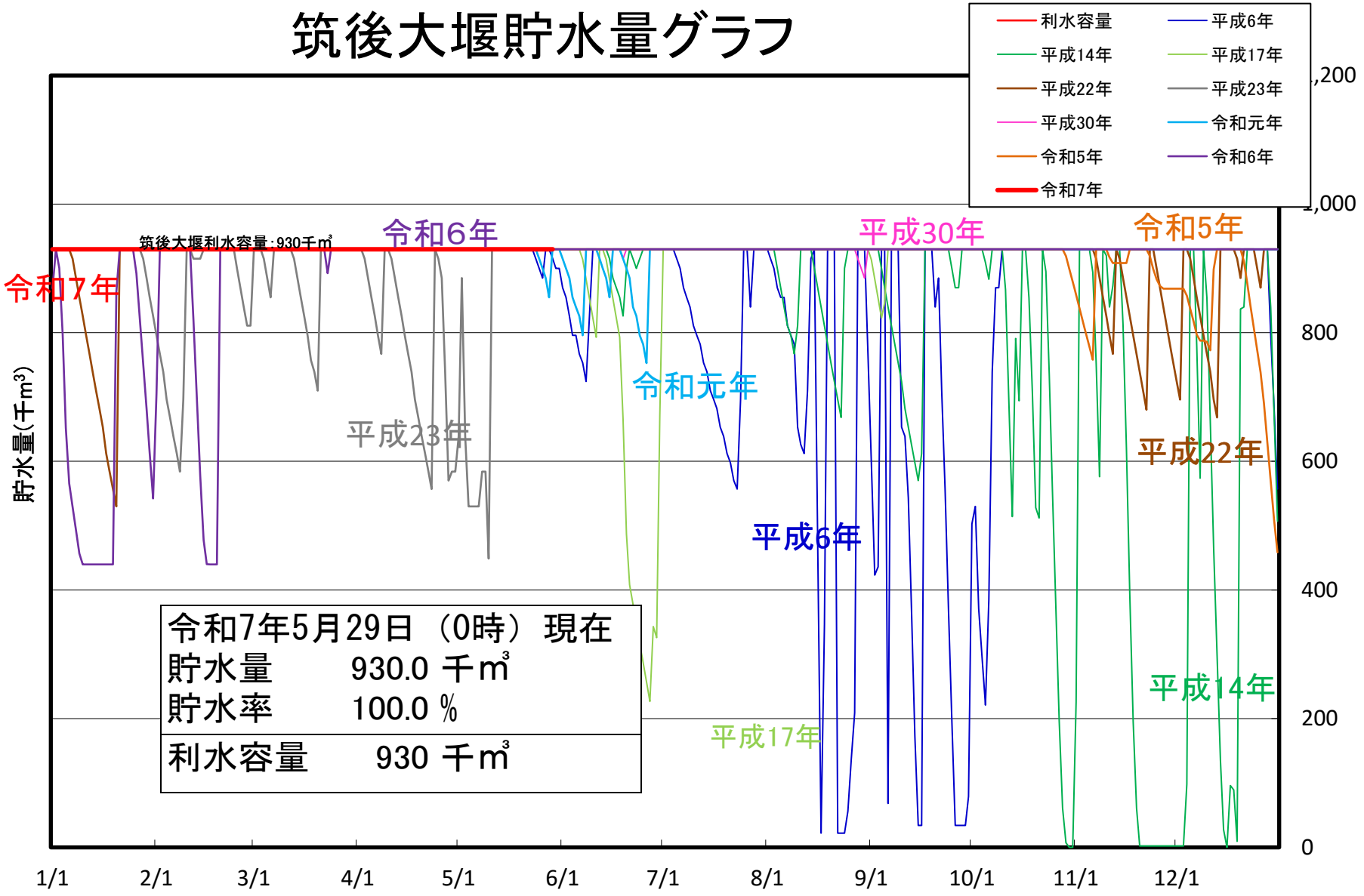
利水容量
平成6年
平成14年
平成17年
平成22年
平成23年
平成30年
令和元年
令和5年
令和6年
令和7年
筑後大堰利水容量：930千m³
令和6年
平成30年
令和5年
令和7年
令和元年
平成23年
平成22年
平成6年
平成14年
平成17年
貯水量(千m³)
1,200
1,000
800
600
400
200
0
1/1
2/1
3/1
4/1
5/1
6/1
7/1
8/1
9/1
10/1
11/1
12/1
令和7年5月29日 （0時） 現在
貯水量 930.0 千m³
貯水率 100.0 %
利水容量 930 千m³

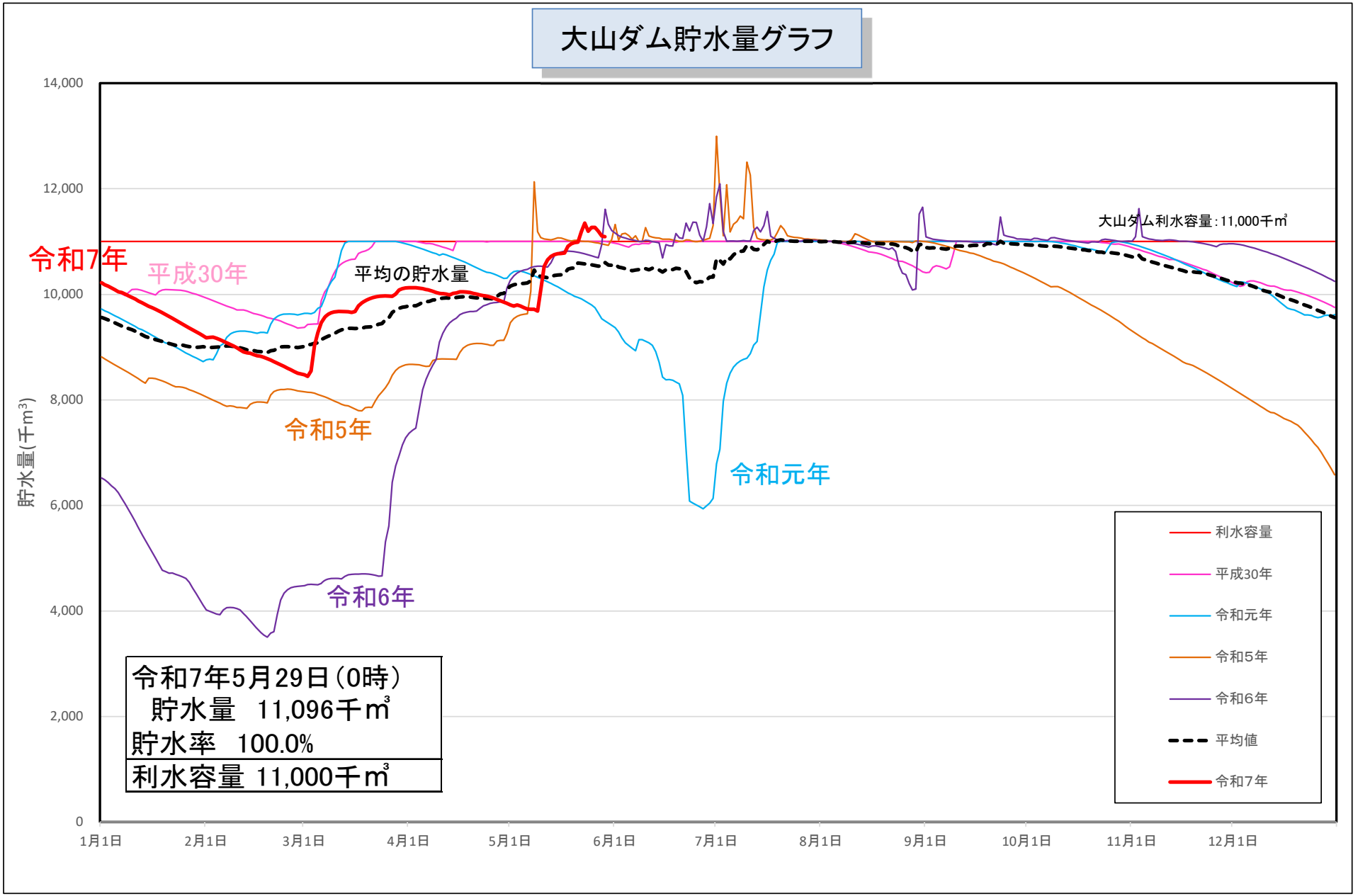

※平均の貯水量は、10か年（H27～R6）の平均の値

松原・下筌ダム貯水量経年変化図

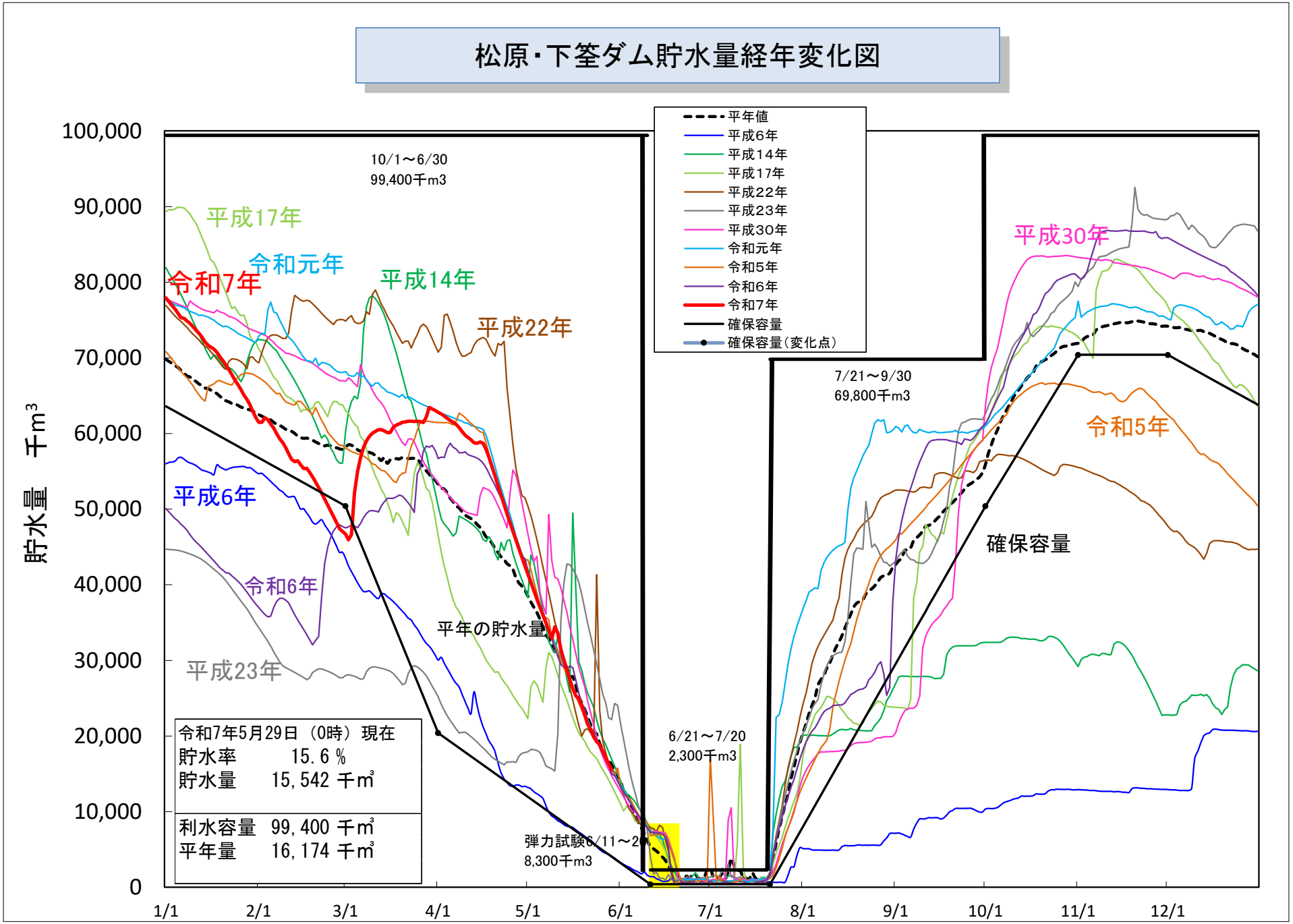

※平年値は、1991～2020年(30年間)の平均値

向こう１か月の天候の見通し
九州北部地方（山口県含む）　（5/31～6/30）

予報のポイント

- １週目は寒気の影響で気温がかなり低い見込みですが、その後は暖かい空気に覆われやすいため、向こう１か月の気温は平年並か高いでしょう。
- 向こう１か月の降水量は、低気圧や前線の影響を受けやすい時期があるため、平年並か多いでしょう。

向こう１か月の天候

- 平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。

向こう１か月の平均気温・降水量・日照時間

	平均気温（向こう１か月）	降水量（向こう１か月）	日照時間（向こう１か月）
九州北部地方（山口県含む）	低20 並**40** 高**40**% **平年並か高い**見込み	少20 並**40** 多**40**% **平年並か多い**見込み	少30 並**40** 多30% **ほぼ平年並**の見込み
数値は予想される出現確率（%）です	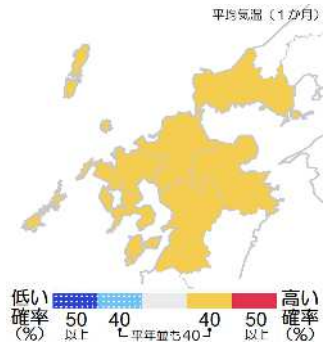	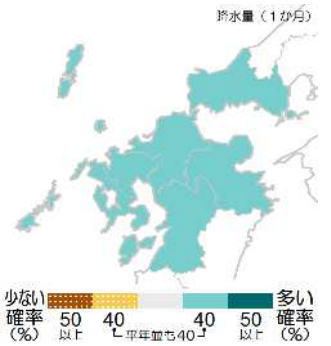	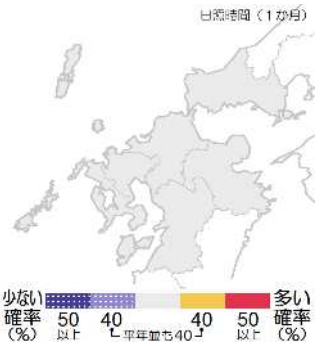

数値予報モデルによる予測結果

１か月平均の海面気圧（左図）は、平年と同様に梅雨前線に対応する等圧線のくびれが本州南岸に予測されています。このため、九州北部地方では低気圧や前線の影響を受けやすい時期があるでしょう。

上空約1500mの気温（右図）は、九州北部地方では平年より高く、暖かい空気に覆われやすいでしょう。

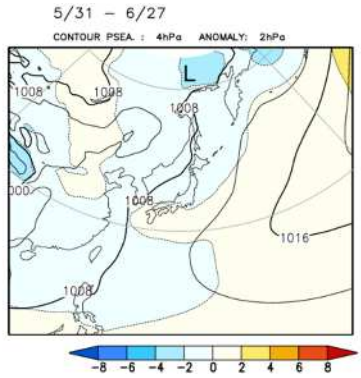

海面気圧

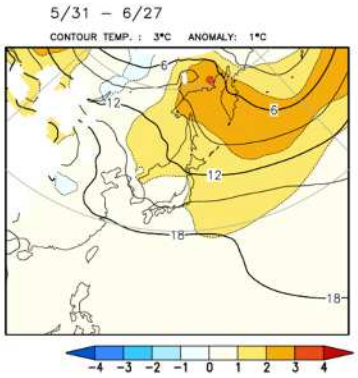

上空約1500mの気温

季節予報では、よく似た初期値から出発した多数の数値予報結果を利用します（アンサンブル予報）。
多数の結果の平均（上図など）から大気の状態を判断し、また結果のバラツキ具合から予報の信頼度や確率を計算します。

週別の天候と平均気温

		1週目 5/31～6/6	2週目 6/7～6/13	3～4週目 6/14～6/27
天候		低気圧や前線の影響を受けやすいため、平年に比べ曇りや雨の日が多いでしょう。	移動性高気圧に覆われやすいため、平年に比べ曇りや雨の日が少ないでしょう。	平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。
平均気温	九州北部地方（山口県含む）	低**60** 並30 高10% **低い**見込み	低20 並**40** 高**40**% **平年並か高い**見込み	低20 並30 高**50**% **高い**見込み
	数値は予想される出現確率（%）です	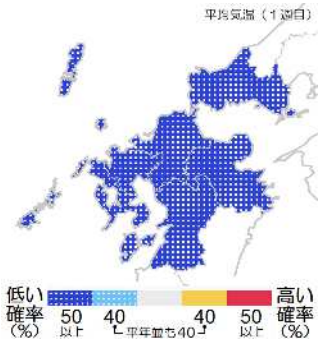	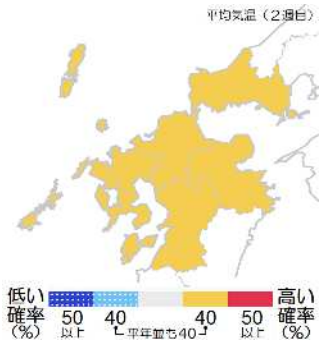	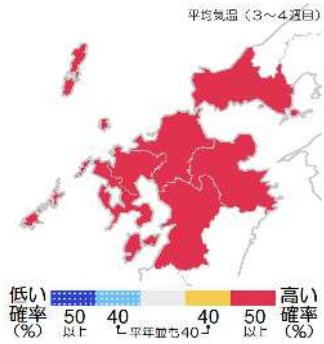

明日から1週間の、日別の天気や気温などは、週間天気予報（https://www.jma.go.jp/bosai/forecast/）を参照してください。

季節予報は、予測の確からしさに応じて、気温や降水量などを「低い（少ない）、平年並、高い（多い）」となる確率で表しています。
「平年並」がどの程度の値になるのかについては、参考資料（https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/sankou/kyuhoku1.html）をご覧ください。
文章による解説については、確率の大きさに応じた言葉で表現しています。詳しくは本資料末尾の「参考（確率予報の解説）」をご覧ください。

最近１週間の天候経過

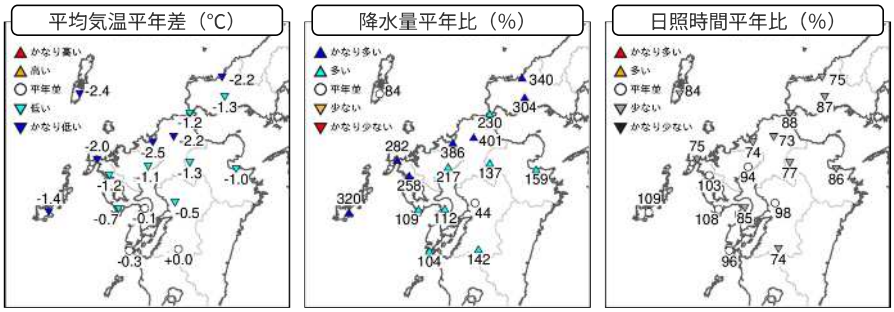

（実況）5/22～5/28	平均気温平年差	降水量平年比	日照時間平年比
九州北部地方（山口県含む）	-1.3℃（低い）	213%（多い）	87%（少ない）

これらの図において、値に「]」が付く場合は元となるデータの一部に欠測等が含まれていることを示しています。
また、「x」となる場合は欠測等により、「//」となる場合は平年値がない等により、値が求められないことを示しています。

参考

確率予報の解説（ここでは確率予報を次のような言葉で解説しています）

出現確率（低い（少ない）：平年並：高い（多い））	解説
高い（多い）確率が50%以上	高い（多い）見込み
（20：40：40）	平年並か高い（多い）見込み
平年並の確率が50%以上	平年並の見込み
（40：30：30）　（30：40：30）　（30：30：40）	ほぼ平年並の見込み
（40：40：20）	平年並か低い（少ない）見込み
低い（少ない）確率が50%以上	低い（少ない）見込み

令和７年５月２６日

筑後川水系ダムの貯水状況について

福岡県県土整備部水資源対策課

＜令和７年５月２６日現在＞

○令和７年４月１日付けで寺内ダム再生事業による容量振替が行われたため、筑後川水系ダム（江川、寺内、合所、大山、小石原川）の総貯水量は、８４，９３０千㎥

○昨年１２月以降、少雨傾向となり、特に１月の降水量は平年比の２３．２％と非常に少なく、３月には貯水率７８．０％となったが、５月以降降雨に恵まれ、５月２６日時点の貯水量は７７，５５１千㎥と９１．３％まで回復しており、近年でも高い貯水率となっている。

○福岡地区水道企業団、県南広域水道企業団分の貯水も１００％確保できており、農業用水分も問題ない状況。

○九州北部の１ヶ月予報（5/24～6/23）では、降水量は「平年並」と「多い」がそれぞれ４０％となっている。

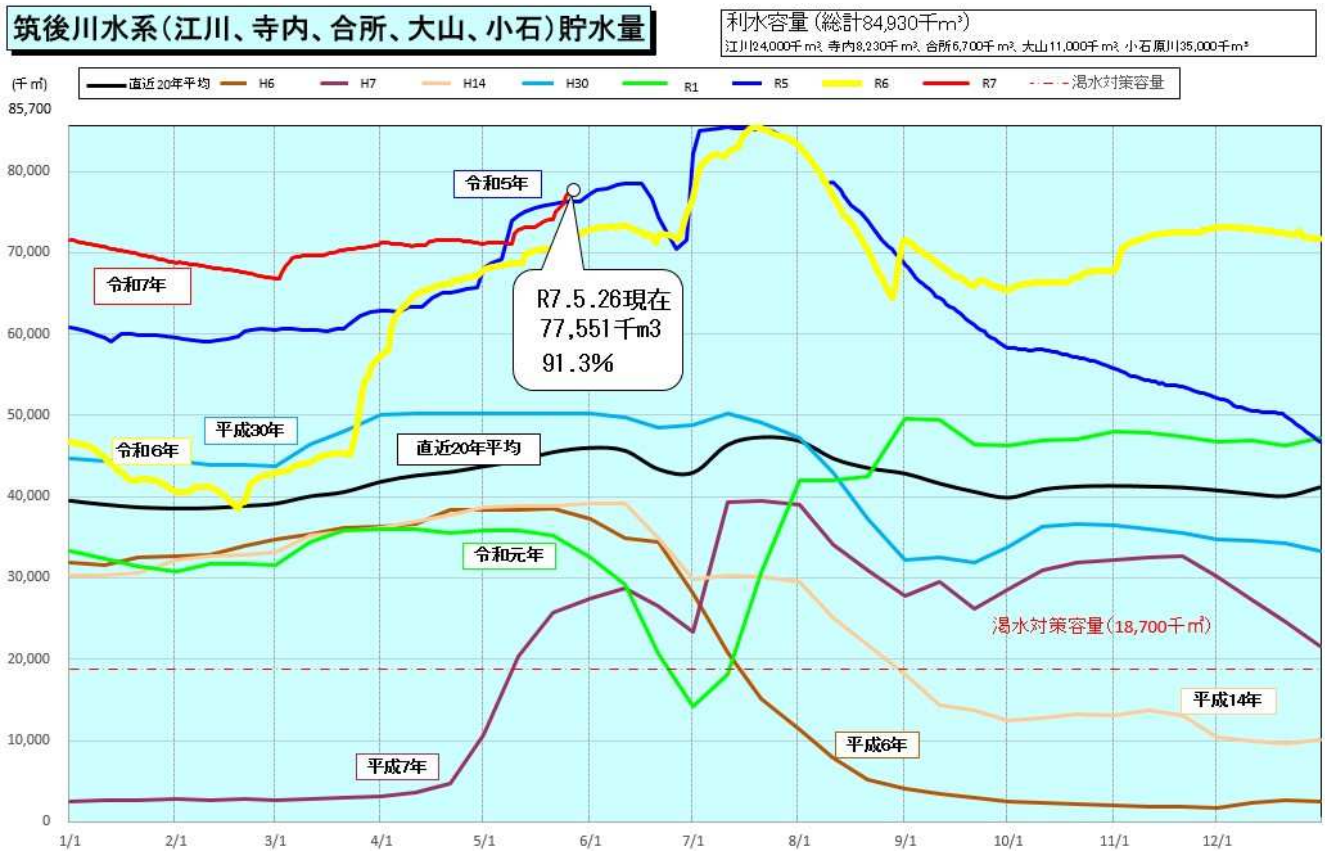

R7.5.27

佐賀県内ダムの貯水状況

水系	ダム名（所在地）	計画貯水量（千㎥）	R7.5.27 9時現在 現況貯水量（千㎥）	R7.5.27 9時現在 現況貯水率	10年（H27-R6）平均値
嘉瀬川	嘉瀬川ダム（国管理）	50,500	43,772	86.7%	-
松浦川	厳木ダム（国管理）	5,600	5,415	96.7%	-
松浦川	本部ダム（武雄市）	750	725	96.3%	91.4%
松浦川	平木場ダム（唐津市）	424	404	92.9%	89.9%
松浦川	伊岐佐ダム（唐津市）	160	110	85.3%	66.2%
松浦川	狩立・日ノ峯ダム（武雄市）	1,040	954	88.1%	94.4%
松浦川	井手口川ダム（伊万里市）	1,260	1,260	100.0%	94.4%
六角川	矢筈ダム（武雄市）	870	870	100.0%	94.1%
伊万里川	都川内ダム（伊万里市）	1,000	979	97.9%	95.5%
有田川	竜門ダム（有田町）	970	834	86.0%	88.1%
有田川	有田ダム（有田町）	780	718	91.2%	92.4%
塩田川	岩屋川内ダム（嬉野市）	630	493	78.3%	70.3%
塩田川	深浦ダム（白石町）	20	20	100.0%	122.4%
塩田川	横竹ダム（嬉野市）	1,900	1,900	100.0%	95.7%
鹿島川	中木庭ダム（鹿島市）	2,800	2,762	98.6%	91.1%
	県管理１３ダム計	12,604	12,029	95.4%	91.5%

（５）その他

松原ダム弾力的管理試験・大山ダム不特定用水効果的補給実績

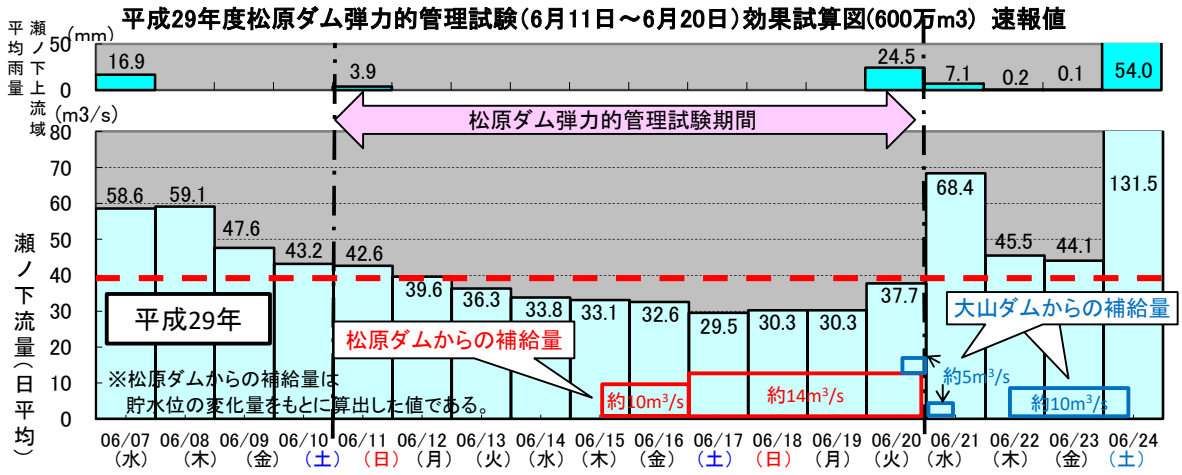

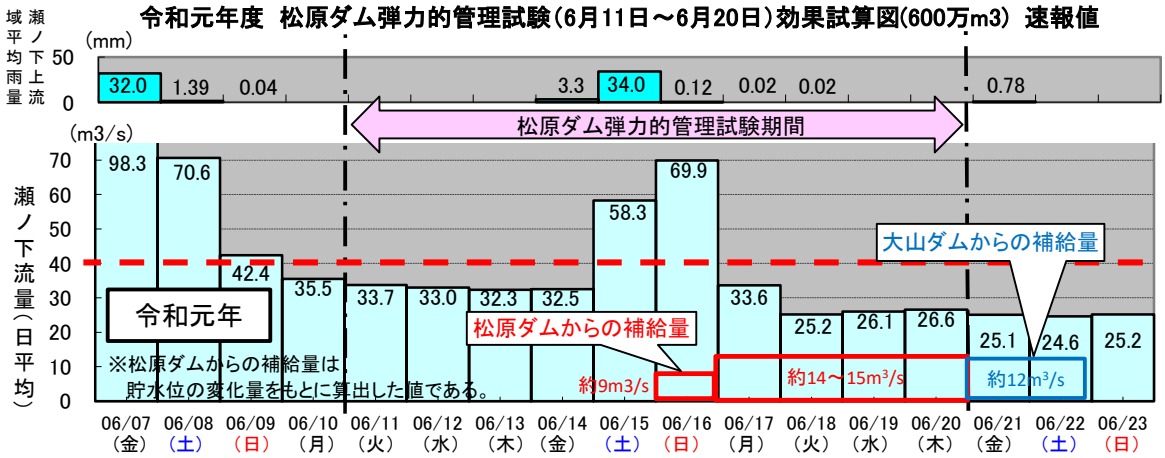

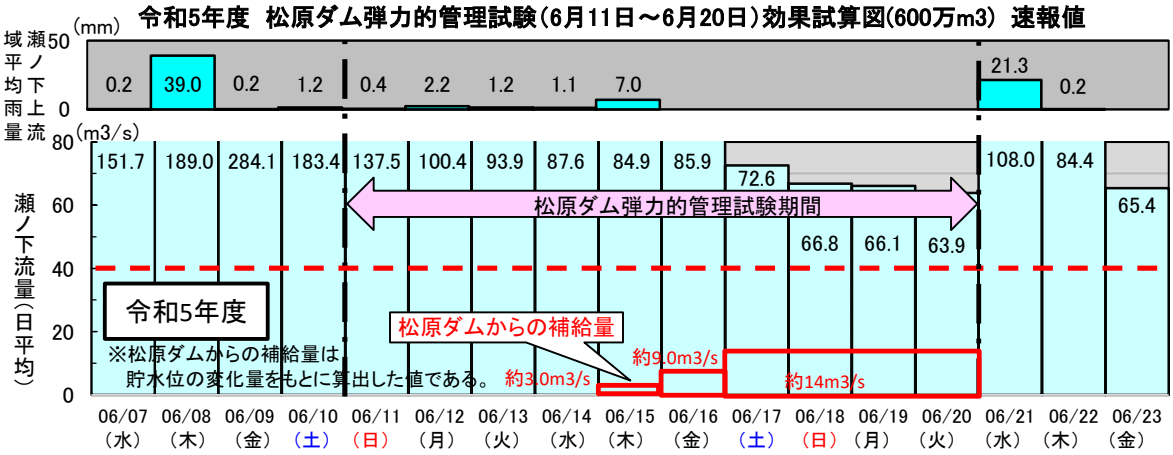

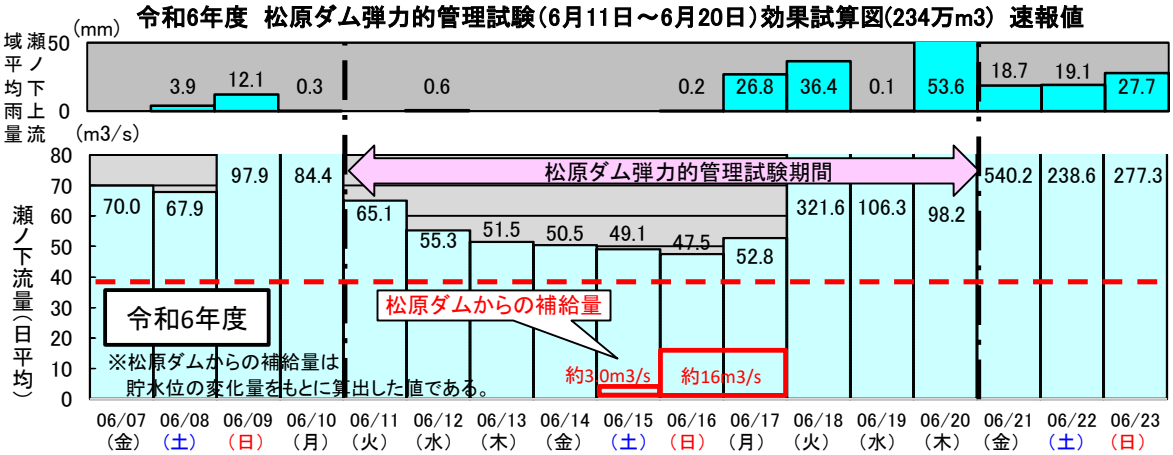

令和６年度　大山ダム不特定用水補給実績

〇筑後川中流域の農業用水の取水に支障を来していた事態を受け、福岡県から要請があったことに対する緊急対応措置として出穂期における既得水利の取水の安定や河川環境の保全を図るために実施したもの。
〇令和6年8月22～27日に約3m3/sを断続的に補給。

■経緯

- R6.8.19　筑後川五堰水利調整委員会より福岡県へ農業用水確保の窮状説明と大山ダムの不特定用水活用などの検討のお願い
- R6.8.20　福岡県より整備局へ要請
  筑後川中流域の農業用水確保の要請について（依頼）
- R6.8.20　筑後川五堰水利調整委員会より筑後川河川事務所及び筑後川ダム統合管理事務所へ農業用水確保の 窮状説明と大山ダムの不特定用水活用などの検討のお願い
- R6.8.22　令和6年度第3回筑後川水系渇水調整連絡会にて大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流について合意

■補給実績状況

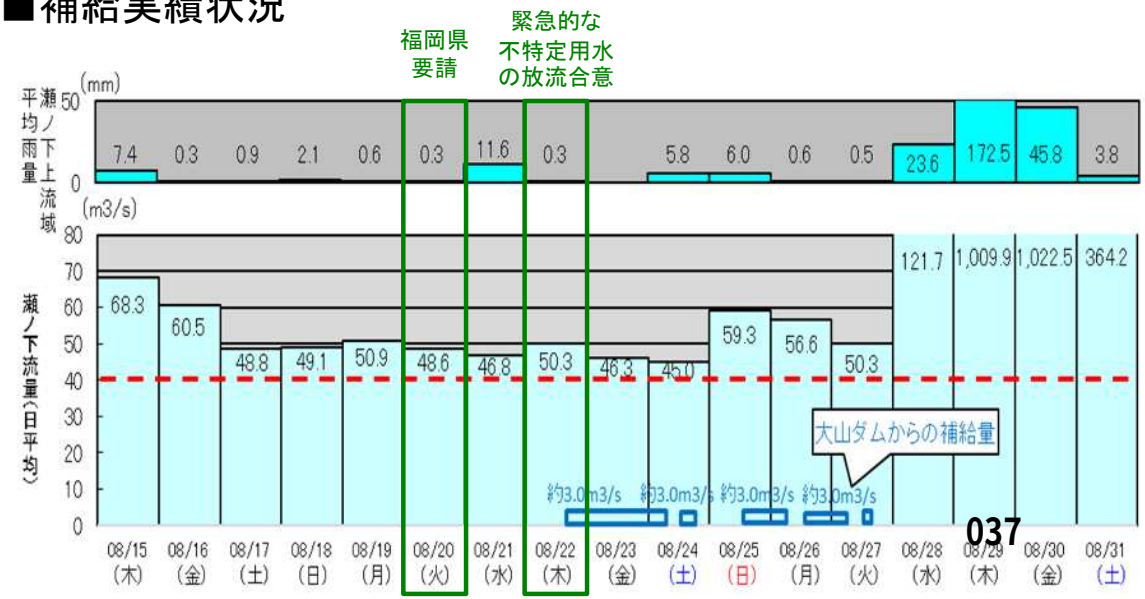

■合意事項

令和６年８月２２日

令和６年度第３回筑後川水系渇水調整連絡会　合意事項
～大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流について～

Ⅰ　背景

筑後川水系では、梅雨明け以降まとまった降雨が無く、河川流量が低減中である。ダム操作等の基準地点である瀬ノ下地点においては、支川からの流入量により基準流量を満足している状況である。

一方、稲作では「出穂期」であり稲の生育に水が必要な時期となっているが、筑後川中流域のかんがい取水において、河川水位の低下により必要量を満足する取水が困難な事態となっている。

このような状況の中で、福岡県から８月２０日に河川管理者に対し大山ダムの不特定用水の活用について要請がなされた。

これを受けて、大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流について、関係機関は以下の事項について合意する。

Ⅱ　合意事項

１．今回の措置は筑後川中流域の農業水利使用に支障を来している事態を受け、福岡県から要請があったことに対する緊急措置として対応するものである。
２．大山ダムによる対応としては、不特定容量（４７０万m3）の範囲内において、放流を実施し河川流量を増加させ、出穂期における既得水利の取水の安定や河川環境の保全を図る。
３．放流期間については、令和６年８月２２日から９月５日（出穂期）とする。
４．放流量については、３m3/sを目安として放流し、河川流況を監視しつつ、最大５m3/sを限度とし放流する。
５．降雨により流況が改善された場合など、大山ダムからの緊急的な不特定用水の放流の必要がなくなった場合には、放流を中止する。

Ⅲ　その他

福岡県においては、以下の事項を実施する。

・土地改良区への適正な取水管理や土地改良区間での水利調整を指導すること。
・放流量の管理を行うため、福岡県において中流土地改良区（大石堰・山田堰・恵利堰）における取水量や堰地点河川水位など、日々河川管理者に報告するとともに、降雨等により取水量が安定した場合においては、速やかに河川管理者に報告すること。

大山ダム不特定用水の放流に関する基本方針（案）

平成２５年４月から大山ダムの運用が開始され、筑後川水系の夏場において不特定用水を確保している施設は、寺内ダム、大山ダム及び令和３年１０月から供用開始となった小石原川ダムの３ダムとなっているが、これらの限られた不特定用水を有効に活用し、河川環境の改善に努めなければならない。

ついては、福岡県・佐賀県・大分県・九州地方整備局で水利用の状況や河川の流況等について情報共有を行い、代掻き用水の取水が集中する時期において、下記のとおり大山ダム不特定用水の「効果的な放流」を行うこととする。

記

令和７年度の大山ダム不特定用水の放流に関する基本方針は、以下のとおりとする。

◆基本方針（案）

１．当面の間、現在の筑後川の夏場における河川流量の著しい減少に対する地域の意見・要望を考慮し、大山ダムによる不特定用水の効果的な放流[注１）]を行う。

２．大山ダム不特定用水の放流は、代掻き用水の取水が集中する時期に対し、松原ダム弾力的管理試験放流に続き 6 月 21 日から大山ダム利水放流設備能力を最大限に活用し放流する。

３．なお、今後の降雨、流況変化、松原ダムの弾力的管理試験（6/11～20）の状況変化によっては、大山ダム不特定用水の効果的放流の期間、水量を河川管理者によって再検討する場合がある。その際は、速やかに関係者へ情報共有する。

※注１）「効果的な放流」とは、大山ダムの不特定用水を活用し、地域の意見等を踏まえつつ、河川の流況及び河川の利用状況等を勘案した放流に努めることを指す。

令和７年５月●日

（基本方針確認機関）
福岡県
佐賀県
大分県
国土交通省九州地方整備局